

ごみ処理施設整備運営事業

入札説明書等に対する質問への回答
(第2回)

平成28年11月25日

桑名広域清掃事業組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	-					不燃残渣処分業務および灰再資源化委託業務において、処理処分業者の所在市町に対して、排出者である桑名広域様から負担金等の支払いが必要になった場合の扱いについて示していただきたい。	不燃残渣処分業務委託料および灰資源化業務委託料から不燃残渣処分企業および灰資源化企業が支払ってもらうことを想定していません。ただし、支払いの手続き上、組合が直接支払う必要があることが確認でき、合理的な手続きが可能な場合に限り、資源化業者等所在市町に対し、負担金の支払いを行います。不燃残渣処分企業および灰資源化企業へは、不燃残渣処分業務委託料および灰資源化業務委託料から負担金を減じた額を委託料として支払うものとします。なお入札にあたっては、当該負担金を見込んだ上で提案してください。
2	3	第2章	4	(5) ア (イ) a (f) 3)	可燃残渣・不燃残渣の処分業務	事業費を算定するにあたり、リサイクルプラザから発生する不燃残渣量およびP25表9～11の各発生量について直近3年の実績をご教示願います。	入札参加者の代表企業に通知します。
3	5	第2章	4	(6) エ	事業者の収入	要求水準書（管理運営業務編）P18、第4章、第5節、(5)および(6)では、「プラスチック製容器包装」が記載されているのに対し、本項では「プラスチック製容器包装」が記載されておりません。「プラスチック製容器包装」は組合様の収入になると理解してよろしいでしょうか。 また、ペットボトル、プラスチック製容器包装の資源化物の量、容リ協の品質検査の成績と、それぞれの収入（報奨金を含む）の実績値をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、入札参加者の代表企業に通知します。
4	8	第4章	1	(1) ケ	入札参加者の構成等	入札参加者の構成企業の変更について、「やむを得ない事情が生じた場合は、組合との協議のうえ、決定する」との記載がございますが、「やむを得ない事情」として、構成企業内の契約スキームや審査基準価格等の調整が図れなかった場合、入札参加資格要件を満たす範囲で入札参加資格申請時の協力企業の取下げについても協議に応じていただけると理解してよろしいでしょうか。	協議には応じますが、構成企業の変更については、その理由を勘案した上で組合が決定します。
5	28	第6章	5	(3) ア	表12 不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料の構成 下部※印	「不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料は、不燃残渣の運搬量や処理量に対する支払ではなく、本施設及び既存施設における搬入廃棄物量に対する支払である」とされていますが、支払いがSPC経由であったとしても排出者は発注者の桑名広域清掃事業組合様であり、排出者としての責任は免れないものだと考えられます。 廃棄物処理法施行令第4条に市町村が市町村以外の者に委託する場合の基準が記されていますが、その第5項に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とあります。SPCの運営状況の問題等から残渣量が想定より増加した場合、実運搬（処分）量で考えた時の処分価格が著しく安価となり、受託業務を遂行するに足りる額にならない可能性があり、この場合は法施行令にある委託の基準を守れていないと考えられます。 不燃残渣発生量のリスクをSPCが負担する事は理解できますが、その点は発注者様とSPCとの間の問題かと思えます。 搬入廃棄物量に対する支払で考えた際に、処分業者が不利益を被る事態が生じた場合は、委託料の支払いについてご配慮をお願いいたします。	排出者である組合は、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であるという要件を満たすため、SPCにこれを行わせるものです。SPCを含めた内部関係において、適切に調整してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
6	28 31	第6章	5	(3) ア (4) ア	表12 不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料の構成 表13 灰運搬委託料及び灰資源化委託料の構成	不燃残渣運搬・処分委託料および灰運搬・資源化委託料の算定方法は 各支払期(月)の金額＝(各支払期(月)の搬入廃棄物量(実績値)×提案単価(円/t))となっておりませんが、支払い月の搬入廃棄物量(実績値)と不燃残渣搬出量および灰の搬出量は必ずしも一致しません。1年間を通して搬入廃棄物量と不燃残渣搬出量、灰の搬出量が一致するものとして、委託料を算出してよろしいでしょうか。	不燃残渣の搬出量及び灰の搬出量は事業者の提案に委ねています。 不燃残渣運搬委託料及び不燃残渣処分委託料並びに灰運搬委託料及び灰資源化委託料については、搬入廃棄物量に対する単価を提案してください。
7	31	第6章	5	(4) ア 下部※印	表13 灰運搬委託料及び灰資源化委託料の構成	「灰運搬委託料及び灰資源化委託料は、主灰・飛灰の運搬量や処理量に対する支払ではなく、本施設及び既存施設における搬入廃棄物量に対する支払である」とされていますが、支払いがSPC経由であったとしても排出者は発注者の桑名広域清掃事業組合様であり、排出者としての責任は免れないものだと考えられます。 廃棄物処理法施行令第4条に市町村が市町村以外の者に委託する場合の基準が記されていますが、その第5項に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とあります。 SPCの運営状況の問題等から主灰・飛灰量が想定より増加した場合、実運搬(処分)量で考えた時の処分価格が著しく安価となり、受託業務を遂行するに足りる額にならない可能性があり、この場合は法施行令にある委託の基準を守れていないと考えられます。 主灰・飛灰発生量のリスクをSPCが負担する事は理解できますが、その点は発注者様とSPCとの間の問題かと思います。 搬入廃棄物量に対する支払で考えた際に、灰資源化業者が不利益を被る事態が生じた場合は、委託料の支払いについてご配慮をお願いいたします。	排出者である組合は、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であるという要件を満たすため、SPCにこれを行わせるものです。SPCを含めた内部関係において、適切に調整してください。
8	33	第6章	5	(5) ア	表14 売電による組合収入相当額の構成	売電による組合様の収入相当額は、実際の送電量(kWh)ではなく「各支払期(月)の搬入廃棄物量(実績値)×提案単価(円/t)」となっており。この単価は基準ごみ質での単価としてよろしいでしょうか。	審査基準価格を上回る限り、制約はありません。要求水準書に示すごみ質の範囲を踏まえ提案してください。
9	35	第6章	5	(8)	保険	第1回質問No.47にて、「貴組合の建物総合損害共済にかかわらず、事業者には火災保険に加入いただきます。」とのご回答を提示されています。 ①SPCの加入する火災保険の付保対象施設は、新設の「ごみ焼却施設」の他、既設の「リサイクルプラザ」「プラスチック圧縮梱包施設」「管理棟」も付保対象となるのでしょうか。後者の場合、現在の共済契約内容(保険金額等)についてご教示ください。	前段については、既設施設含め、事業者提案による管理運営対象施設が付保対象となります。 後段については、入札参加者の代表企業に通知します。
10	35	第6章	5	(8)	保険	No.9のご回答について ②SPCの加入する火災保険の補償内容について、「建物総合損害共済」にて補償される事故以外の事故(例:電氣的・機械的事故、その他不測かつ突発的事故)を主に補償する保険内容とすることは可能でしょうか。	不可とします。
11	35	第6章	5	(8)	保険	No.9のご回答について ③SPCの加入する火災保険について、保険金額や支払限度額等の補償金額については事業者提案による、という理解でよろしいでしょうか。	保険金額は再調達価格としてください。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
12	16	第1章	第7節	9	表2 性能保証項目	各項目の試験方法の記載中、“測定頻度”や“測定回数”に試験時の測定回数が記載されていない項目があります。測定回数については事業者側の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。否の場合には測定回数をご提示頂けますようお願い致します。	測定頻度や測定回数を規定していない項目は、実施設計時に建設事業者が提出する性能試験要領書に基づき協議の上、決定します。
13	16	第1章	第7節	9	表2 性能保証項目 2排ガス	硫黄酸化物の基準値：20ppmと提示されておりますが、硫黄酸化物においては酸素濃度12%換算との記述がございません。本基準値が酸素濃度12%換算値でない解釈されると、基準値は酸素濃度12%換算にすれば約10ppmとなります。また第2章 第5節 2「HCl、SOx除去設備」(P-101)において形式は「乾式消石灰噴霧」とのご指定ですが、酸素濃度12%換算で約10ppmの基準値の場合、消石灰噴霧量増加に伴う飛灰量増加が懸念されます。同条件で飛灰量増加を抑制するには、湿式処理やNa系薬剤処理といった別方式の導入が一般的と考えます。硫黄酸化物の基準値：20ppmは酸素濃度12%換算値であるとの解釈で宜しいでしょうか。	硫黄酸化物も12%換算値です。なお、要求水準書（設計・建設業務編）P50表9欄外脚注「※硫黄酸化物を除き」を削除します。
14	21	第1章	第8節	1(2) 1)④	かし担保	ボイラ設備（過熱器及びエコノマイザ）について、かし担保期間を7年と設定されています。本期間においても、通常実施されるべき定期清掃・定期整備等は管理運営業務内の維持管理項目として事業費に計上するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	57	第3章	第1節	1(3)	耐荷重	歩廊・階段・点検床等の耐荷重が18N/mm ² 以上とありますが、0.0018N/mm ² の誤記と理解してよろしいでしょうか。	本規定は耐荷重ではなく、積載荷重とし、数値は1,800N/m ² 以上に訂正します。
16	60	第3章	第1節	4(8)	塗装	「現場にて組み立てる大型機器については、原則として製作工場にて錆止め2回塗りを行い、現地にて錆止め補修を行った後、中塗り上塗りを施工すること。」とあります。現地塗装よりも製作工場塗装の場合に品質向上が見込める場合には、現地組み立ての機器も製作工場にて全ての塗装を完了し、更に現地で組立時の剥離箇所等をタッチアップ塗装することもお認めいただけますでしょうか。	可能とします。ただし、タッチアップ塗装の方法については施工時の協議によります。
17	71	第3章	第2節	7(12) 11)	ごみクレーン	工事資材等の搬入出用の電動ホイストについて、「ホイストの操作は、機側（無線式）及びごみクレーン操作室で行うものとする」とあります。本ホイスト操作時にはごみホップステージに作業員が滞在し、誤操作等によりホイストと作業員が接触事故を起こす懸念も有ります。事故防止の為、機側（無線式）のみの設置もお認め頂けます様、お願い致します。	可能としますが、詳細は実施設計時の協議によります。
18	77	第3章	第3節	4(3) 1)	自動給油装置	「油圧ポンプユニット1台につき、ポンプ2台を設置すること」とあります。2台交互運転の場合、使用しない側のポンプのグリス分離・固着が懸念されます。維持管理性・安定稼働性等を総合的に勘案の上、機器の構成は事業者による提案とさせて頂いても宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
19	77	第3章	第3節	4(3) 2)	自動給油装置	「分配弁及び切替弁」とあります。弊社においては同様の給油箇所・給油量を確保しながら、切替弁を使用しないシングルライン方式を多く採用頂いております。メンテナンス性・LCC等の観点より、シングルライン方式の採用もお認め頂けますでしょうか	可能としますが、詳細は実施設計時の協議によります。
20	127	第3章	第9節	1	排水処理計画	「既存施設の生活排水については、各施設とも既設の浄化槽を継続利用して処理を行うものとするが、必要に応じて浄化槽の移設も可とする」とありますが、閲覧資料に既設浄化槽以降の配管が記載されていません。移設を検討するにあたり既存の配管の情報も必要になりますので、ご提示願います。	図面はありません。

■要求水準書（管理運営業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
21	23	第6章	第2節	3(3)	表6-2 補修の範囲（既存施設）	<p>施工費、材工費が50万円以上の「補修の実施」、「補修に必要な部品・資材の調達」について、業務分担は組合様となっておりますが、具体的な対応方法が以下のいずれになるかご教示願います。</p> <p>① S P Cから提出された業者見積にもとづき、組合様が直接業者と金額を決めて、契約される。</p> <p>② S P Cが業者へ発注し、発注費用は委託費に加算されて組合様から受領する。</p>	<p>契約については、各業者と組合が直接契約することを想定しています。表6-2に基づきSPCから提出された費用は、組合かSPCかの所掌を判定するためのものです。</p>
22	23	第6章	第2節	3(3)		<p>別添資料 別添7 既存施設の維持管理業務（補修履歴）の欄外に「年間あたりの補修（50万円未満）金額 約2,400,000円」とありますが、材料費のみの金額、材料費に労務費（人件費）を加えた総額のいずれを示すかご教示願います。</p> <p>また、H23～27年度の平均値と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、労務費のみの金額と、材料費に労務費を加えた総額があり、材料費のみの金額はありません。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
23	第13-3号様式 第14-1号様式				評価方法について	各ごみ質における数値（二酸化炭素排出量、発電電力量など）を指定表に記入するようになっています。 出現頻度が高い基準ごみ時の発電出力を最大化することで、組合様の売電収入もしくは事業者の売電業務に係る価格が高くなります。よって、ここでは基準ごみ時の発電電力量や発電効率が評価対象であると理解してよろしいでしょうか。	具体的な評価方法についてはお答えできません。
24	第15号様式				使用電気料及び上下水道費	事業者が支払う使用電気料及び上下水道費は、搬入廃棄物に応じて変動が生じるものではない為、固定料金に含むとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
25	第15-3-2号様式 第15-3-2号様式	① ②			委託料	委託料のうち固定費について（円/月）の欄には12か月×20年間＝240か月で各固定費の総額を除いた金額を記入し、（円/年）の欄は（円/月）の金額に12を乗じた金額を記入することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、委託料内訳を記入するすべての様式について、小数点以下の端数は切り捨てとしてください。
26	第15-3-3号様式				提案単価	各変動費項目の提案単価：（円/t）を足し合わせたものが黄色セルの計（円/t）とならない場合（円/tに換算するときの端数処理及び各施設ごとに按分したときの端数処理が生じる）、黄色セル部に記入した単価を正として扱って頂き、各項目ごとの単価は参考値と考えてよろしいでしょうか。	変動料金支払にかかる提案単価は黄色セル記入の単価を採用しますが、内訳の合計が提案単価と一致するよう、可能な限り配慮してください。
27	第15-3-3号様式	①			管理運営委託料における変動料金内訳書	①ごみ焼却施設の■粗大ごみは、リサイクルプラザからの破砕可燃物、■プラスチック製容器包装は、プラスチック圧縮梱包施設からの可燃残渣との理解で宜しいでしょうか。	不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装からの可燃残渣をごみ焼却施設で処理しますが、委託料の支払いについては、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装の搬入量に応じた支払いとするため、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装の搬入量を基準とした提案単価を示してください。
28	第15-3-3号様式	① ②			管理運営委託料における変動料金内訳書	①ごみ焼却施設と②リサイクルプラザにおいて、■不燃ごみが重複しています。 また、②リサイクルプラザと③プラスチック圧縮梱包施設において、■プラスチック製容器包装が重複しています。 以下の項目は誤記との理解で宜しいでしょうか。 ①ごみ焼却施設■不燃ごみ ②リサイクルプラザ■プラスチック製容器包装	リサイクルプラザで処理を行う不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装からの不燃残渣についての委託料の支払いは、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装の搬入量に応じた支払いとするため、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装の搬入量を基準とした提案単価を示してください。 プラスチック圧縮梱包施設で処理を行うプラスチック製容器包装についての委託料の支払いは、プラスチック製容器包装の搬入量に応じた支払いとするため、プラスチック製容器包装の搬入量を基準とした提案単価を示してください。
29	第15-3-3号様式 第15-3-5号様式 第15-3-6号様式				変動料金内訳書	各内訳書の記載方法に関して、下記の件についてご教示願います。 ①管理運営委託料における変動料金は各施設のごみの種類別で変動費単価を提案するようになっていますが、算定方法は、各施設の変動費単価を算出し、ごみの種類別の量で按分することでよろしいでしょうか。 ②不燃残渣運搬委託料および処分委託料の変動料金は各施設のごみの種類別で変動費単価を提案するようになっていますが、算定方法については不燃残渣総量をごみの種類別の量で按分することでよろしいでしょうか。 ③運営委託料、不燃残渣運搬・処分委託料の変動費単価を提案する際にごみの量が少なく端数処理をすることにより提案単価が「0」となってもよろしいでしょうか。	①②③ともに、事業者の提案に委ねます。
30	第15-3-7号様式				SPCの損益計算書 SPCのキャッシュフロー表 評価指標	年度欄が平成32年度からとなっておりますが、SPCを設立する時点からSPCは費用が発生するため、SPC設立時点である平成29年度からの欄を追記することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
31	第17-1-1号様式 第17-1-2号様式				売電による 組合収入相 当額内訳書	提案単価が、可燃ごみ以外のごみを含めて単価を記入することとなっていますが、売電はごみ総量を各ごみで按分すると実際と差異が生じます（不燃ごみが増えても売電は増えない）。 このため、按分する場合、可燃分を勘案して提案単価を算定することよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
32	第17-2-2号様式 第17-2-3号様式				灰運搬、灰 資源化委託 料における 変動料金内 訳	灰の運搬や資源化企業を複数記入できるようになっておりますが、複数社を提案する場合、各社の提案単価と配分を勘案した複合単価を黄色セルに記入すると理解してよろしいでしょうか。	複数社で灰運搬業務及び灰資源化業務を実施する場合、各社の提案単価と配分を調整した一つの単価ではなく、各社の単価を提案してください。あわせて各社間の配分割合も提案してください。複数社で灰運搬業務及び灰資源化業務を実施する場合の提案にあたっては、第17-2号様式（複数社提案版）を使用してください。 なお、実際の配分割合が提案より異なった場合であっても、組合は追加費用を負担しません。

■建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
33	45	1			履行遅滞の場合における損害金等	要求水準書(設計・建設業務編)P-3に記された事業者による工期短縮が認められた場合も、履行遅滞のご判断基準は、平成33年3月まで(試運転期間を含む)との理解でよろしいでしょうか。	工期の短縮があり、当初の想定よりも工期が早まった場合、その契約工期の引渡し日を起算点として履行遅滞の損害金等を計算することになります。

■管理運営委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問の内容	質問への回答
34	29				不可抗力によって発生した費用等の負担 不可抗力の場合の費用分担	自然災害等の不可抗力により、本施設（プリント機器含む）に生じた損害の復旧、更新の費用は、本施設の所有者である委託者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	原因が不可抗力であれば、ご理解のとおりです。